

## 独立行政法人海技教育機構 第 3 期中期計画

独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）は、「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの期間における中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を以下のとおり定める。

### 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### （1）海技教育の実施

「独立行政法人海技教育機構法」（平成 11 年法律第 214 号。以下「機構法」という。）第 11 条第 1 項に基づき、「船員となろうとする者に対する教育」（資格教育）及び「船員に対する教育」（実務教育）を実施する。

また、「機構法」第 11 条第 2 項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（平成 16 年法律第 31 号）第 8 条第 2 項の規定による同条第 1 項の講習の実施に関する業務を行う。

海技教育の実施に当たっては、国が設置する検討会における検討結果を踏まえ、船員政策と整合を図った養成規模等、全体の見通しを定めつつ、海技教育に求められる教育を効果的・効率的に行う。

#### ① 船員となろうとする者に対する教育

##### ア 機構における資格教育

###### a) 養成定員

海技課程本科（以下「本科」という。）及び海技課程専修科（以下「専修科」という。）の資格教育については、期首の定員を 390 名とし、海技専攻課程海上技術コース（以下「海上技術コース」という。）の資格教育については、期首の定員を 40 名とする。  
なお、期間中において、海運業界の需要、少子化の進展等を踏まえ定員を見直す。

###### b) 養成課程

三級海技士養成課程及び四級海技士養成課程について、海運業界の需要等を踏まえ、期間中に見直しを行う。

###### c) 座学教育と航海訓練の一体的実施

学校における座学教育と練習船における航海訓練について、教育内容の高度化とともに

に、海上勤務の特殊性を背景とした資質の涵養を図るため、次の取組を行う。

- i) 座学教育と航海訓練の連携による効率的・効果的な教育を実施するため、現行の養成課程に関するカリキュラムを平成 29 年度を目標に一貫性のあるものに見直すとともに、国が設置する検討会における検討結果等を踏まえ必要な見直しを行う。また、資質基準システム（QMS）を一体的に運用し、期間中に定着を図る。
- ii) リソース（教材、設備、教員）の有効活用を図るため、平成 29 年度までに教材の統一的使用、施設・設備の相互活用及び教育手法の共有方法について検討し、速やかに実施する。
- iii) 関係団体等の協力を得て、海運業界の社会的な意義や役割、業務形態の理解を促進し、海事関連企業への就職率を、中期計画期間の各年度とも、本科、専修科及び海上技術コースのいずれも 95%以上とする。
- iv) 内航船員養成教育訓練プログラムの着実な実施、知識・技能の定着を目的とした適切なフォローアップにより教育効果を高め、海技士国家試験合格率を中期計画期間の各年度とも、全員が航海または機関のいずれかに合格することを目指すこととし、航海・機関の両方の合格率については、本科においては 80%以上、専修科及び海上技術コースにおいては 95%以上とする。

d) 海運業界との連携

海運業界のニーズを的確に把握し、船員教育の質向上を図るため、意見交換会や海運業界等による学生への説明会等を期間中に 375 回程度開催する。

イ 他の教育機関から受託する航海訓練

a) 航海訓練の中立性・公平性の確保

航海訓練の中立性・公平性を図るため、船員教育機関等との連携を強化し、期間中 5 回程度の連絡会議を開催する。

b) 航海訓練の充実

- i) 他の船員教育機関から受託する航海訓練について、「STCW 条約」に即した訓練を展開するとともに、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させるため、船社等を対象とした視察会で得られた業界ニーズを踏まえ、期間中に訓練内容、手法の必要な見直しを行う。また、視察会参加者に対するアンケートで 80%以上の肯定的な評価を得る。
- ii) 社船実習制度に関して、訓練内容の充実・強化を図るため、船社と連携し社船と練習船の役割分担について必要な見直しを行う。
- iii) 海技資格に必要な講習の練習船での実施について、国内法令の改正動向に合わせ、平成 29 年度中に大学・高専と練習船の分担内容を確定し、カリキュラムの見直し及び講習プログラムを策定する。また、期間中に講習内容の定着を図る。

② 船員に対する教育

## ア 実務教育の実施

講習等（海技士の免許を取得するために必要な講習を除く）の実務教育について、講習受講者に対するアンケートで 80%以上の肯定的な評価を得るとともに、海運業界のニーズを踏まえ、年度毎に講習内容の見直しを行う。

## イ 新たな講習の設置

技術革新に伴い、国際条約により規定される新たに必要となる技能習得のため、国の政策を踏まえ、期間中に以下の講習課程設置に取り組む。

a) LNG 燃料船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習

b) 北極海航路に従事する船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習

## ウ 水先人教育

水先人の安定確保に資するため、関係者との連携を強化し、その教育を的確に実施するとともに、これまでの実績、成果から受講者の能力検証・分析を行い、より良い水先教育に反映させるために、操船シミュレータ実習に使用するシナリオ等を毎年度改善し、その質の向上を図る。

## (2) 研究の実施

「機構法」第 11 条第 1 項第 2 号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に当たっては、研究管理委員会を設け、国際条約の改正等に対応した研究並びに学校における座学教育と海技大学校の施設及び練習船による航海訓練の連携を活かした、組織的な研究を行い、その結果を教育に反映し、船員の能力向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努める。

### ① 研究活動の活性化

研究能力の維持・向上とともに、研究活動の活性化を図るため、期間中に次の取組を実施する。

ア 施設及び人員を横断的に活用できる研究体制を平成 29 年度までに構築する。

イ 重点研究課題の策定、実行及び評価体制を新たに確立し、社会ニーズを反映した船舶運航及び航海訓練に関する研究を期間中に延べ 165 件程度実施する。

### ② 共同研究・受託研究の実施

海技大学校の施設及び練習船を有効に活用するとともに、主務官庁、船員教育機関及び他の公的研究機関等と連携し、共同研究・受託研究範囲の拡大を図り、期間中に延べ 67 件程度（受託研究 7 件、共同研究 60 件）実施する。

### ③ 研究成果の普及・活用

- ア 研究成果の普及・活用を推進するため、期間中 10 件程度の刊行物を公開するほか、機構のホームページにその概要を掲載するとともに、その結果を教育に反映する。
- イ 学術誌への論文投稿及び国際学会、学術講演会等での研究発表を行うことにより、研究成果を国内外に公表する。  
研究発表件数は、期間中 50 件程度の査読付き学術論文発表、60 件程度の国際学会発表及び学術講演会発表を行う。

### (3) 成果の普及・活用促進

「機構法」第 11 条第 1 項第 3 号に基づき、海技教育の知見の普及・活用を図るとともに、海事思想を広く普及するための活動を行う。

#### ① 技術移転の推進

- ア 海事関連行政機関及び国内外の教育機関、研究機関等から期間中に合計 1,025 名程度の研修生を受け入れ、船舶運航技術、船員教育及び安全管理等に関する実務を基本とした研修を実施する。
- イ 関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員として期間中に延べ 475 名程度の職員を派遣する。また、船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る国際会議等に専門家を派遣し、知見の活用と他国との連携を図る。
- ウ 海技教育の知見を活用し、国の提示する船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る施策の立案に取り組む。

#### ② 広報活動

##### ア 人材確保

船員志向性の高い人材の確保に向け、新たな広報活動に関する体制・仕組みを直ちに構築し募集活動に反映させる。また、外部機関との連携を強化し、学校施設及び練習船を活用したイベントを期間中に 150 回以上実施することにより、船員を目指す人材を多方面から確保するとともに、本科及び専修科の卒業者の入学者に対する割合について 90% 以上とする。

##### イ 海事広報活動等の促進

- a) 国や地方自治体等が主催する集客力の高い各種イベント等への学校及び練習船の参加、船員教育機関、関連業界等と連携を図った一般公開及びシップスクール（練習船見学会を含む）を期間中 350 回程度実施する。
- b) 広報活動の展開にあたっては IT など多様な手段を活用し、海外への情報発信も積極的に行う。

## 2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### (1) 業務改善の取組

#### ①効率的な業務運営体制の確立

業務の効率的な運営を図る観点から、管理部門における業務の集約化、人事・給与システム及び会計システムの統合等により、統合メリットが発揮できるような組織体制の確立に努める。

#### ②業務運営の効率化に伴う経費削減

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額）を6%程度抑制する。

また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）についても、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度予算額の当該経費相当分に5を乗じた額）を2%程度抑制する。

#### ③調達方法の見直し

公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施する。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

#### ④人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

### (2) 業務運営の情報化・電子化の取組

練習船及び陸上組織を繋ぐ情報通信ネットワークによる迅速な情報共有、業務の効率化を目的としたIT利活用レベルの向上を図るため、平成29年度までにクラウドシステム、マルチデバイスに対応したシステムの整備、WEB会議システム等の用途に的確に対応した情報の電子化を実施し、期間中に定着を図る。

### 3. 財務内容の改善に関する事項

#### (1) 自己収入の確保

##### ①授業料の段階的引き上げ

専修科及び海上技術コースの授業料を平成 30 年度までに段階的に引き上げ、自己収入を拡大する。

##### ②入学検定料、入学料等の徴収

海上技術学校、海上技術短期大学の入学検定料、入学料等を平成 29 年度から徴収を開始することとし、引き上げについては平成 32 年度までに検討する。

##### ③航海訓練に要する費用の徴収

航海訓練について、平成 30 年度までに適正な受益者負担のあり方について検討するとともに、「乗船実習訓練負担金」について、国の施策に基づき着実に実行する。

##### ④講習における適正な受益者負担の検討

海技大学校が行う船舶運航実務課程については、講習の実施経費と講習料との関係を踏まえて、実施する講習を精査し、継続する講習にあつては、講習料の引き上げ等により、海運会社、受講者に対し適正な受益者負担を求める。

#### (2) 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障の無い範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って保有の必要性について検証する。

#### (3) 業務達成基準による収益化

独立行政法人会計基準の改訂(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

#### (4) 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり。

#### (5) 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,400 百万円とする。

(6) 不要財産または不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画  
該当なし。

(7) 重要な財産の処分等に関する計画  
該当なし。

(8) 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、機構の目的の確実な達成のための施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充等のため使用する。

- ①施設・設備、訓練機材等の整備
- ②安全管理及び研究調査の推進
- ③燃料費の高騰等による練習船の運航経費の不足

#### 4. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備の整備

機構の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

なお、本計画は、毎年の業務運営状況等を総合的に勘案し、必要な見直しを行うものとする。

①海技大学校の西学生寮、波方海上技術短期大学校の校舎及び学生寮等を整備する。

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
教育施設整備 学校施設の耐震改修工事 等	総額 3,141	独立行政法人海技教育機構 施設整備費補助金

(注) 予定額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

②校内練習船について、将来的な必要性を検討し、代替計画を策定する。

(2) 人事に関する計画

船員教育の質向上や効率的な教育及び訓練の実施、組織の活性化を図るため、次の取組を行う。

- ①船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と期間中に300名以上の人事交流を行う。
- ②職員の資質・能力の維持及び向上を図り、加えて人材の適切な配置及び業務の効率化とともに海技教育の質向上に資するため、職務別及び階層別に体系付けた職員研修計画を策定し、外部への委託研修のほか、職員の知見を活用した内部研修を推進し、期間中延べ950名以上の職員に対して研修を効率的に実施する。

(3) 「機構法」第12条第1項に規定する積立金の使途

前中期目標期間中からの繰越積立金は、前中期目標期間までに自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

(4) 内部統制の充実・強化

業務方法書に定めた事項に基づき、法令等を遵守しつつ効果的かつ効率的に業務を運営し、法人の使命を果たすため、内部統制の充実・強化を図る。

特に、座学教育及び航海訓練については、リスク管理の徹底により、期間内の重大事故発生件数0件を目指す。

また、機構の業務の実施状況について、実態を把握し、継続的な分析、必要な見直しを行うため、内部統制に関する委員会を毎年度開催する。

- ①コンプライアンスの一層の推進を図るため、内部通報制度の環境整備を行うとともに、コンプライアンス推進に係る教育・研修を実施する。
- ②リスクマネジメントを通じ、業務運営におけるリスクを適切に管理する。

(5) 監事の機能強化等によるガバナンス強化

内部監査を実施し、監査結果に基づくフォローアップを適切に行うことにより、ガバナンスの強化を推進する。

(6) 情報セキュリティ対策

内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成26年5月19日情報セキュリティ政策会議第39回会合改定）に基づき、機構内の情報セキュリティ対策の強化を図る。



予算(平成28年度～平成32年度)

(単位:百万円)

区 分	海技教育の実施	研究の実施	成果の普及・活用促進	法人共通	合 計
収入					
運営費交付金	29,925	1,710	930	6,139	38,704
施設整備費補助金	3,141	0	0	0	3,141
受託収入	0	12	123	0	135
業務収入	4,590	0	0	0	4,590
計	37,656	1,722	1,053	6,139	46,570
支出					
業務経費	12,059	68	45	0	12,172
施設整備費	3,141	0	0	0	3,141
受託経費	0	12	123	0	135
一般管理費	0	0	0	1,908	1,908
人件費	22,456	1,642	885	4,231	29,214
計	37,656	1,722	1,053	6,139	46,570

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額22,829百万円を支出する。

当該人件費の見積りは、予算表中の人件費の内、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与の費用である。(非常勤役員報酬等を除く。)

[運営費交付金の算定ルール]

別添のとおり。

[注記]

退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

収支計画(平成28年度～平成32年度)

(単位:百万円)

区 分	海技教育の実施	研究の実施	成果の普及・活用促進	法人共通	合 計
費用の部	36,027	1,722	1,053	6,169	44,971
経常費用	36,027	1,722	1,053	6,169	44,971
業務経費	34,515	1,710	930	0	37,155
受託経費	0	12	123	0	135
一般管理費	0	0	0	6,139	6,139
減価償却費	1,512	0	0	30	1,542
収益の部	36,027	1,722	1,053	6,169	44,971
経常収益	36,027	1,722	1,053	6,169	44,971
運営費交付金収益	29,925	1,710	930	6,139	38,704
受託収入	0	12	123	0	135
業務収入	4,590	0	0	0	4,590
資産見返負債戻入	1,512	0	0	30	1,542
純利益	0	0	0	0	0
目的積立金崩額	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

資金計画(平成28年度～平成32年度)

(単位:百万円)

区 分	海技教育の実施	研究の実施	成果の普及・活用促進	法人共通	合 計
資金支出	37,656	1,722	1,053	6,139	46,570
業務活動による支出	34,515	1,722	1,053	6,139	43,429
投資活動による支出	3,141	0	0	0	3,141
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	37,656	1,722	1,053	6,139	46,570
業務活動による収入	34,515	1,722	1,053	6,139	43,429
運営費交付金による収入	29,925	1,710	930	6,139	38,704
受託収入	0	12	123	0	135
業務収入	4,590	0	0	0	4,590
投資活動による収入	3,141	0	0	0	3,141
施設整備費補助金による収入	3,141	0	0	0	3,141

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

## 海技教育機構運営費交付金の算定ルール

○運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当所要額

(イ) 基準給与総額

28年度・・・所要額を積み上げ積算

29年度以降・・・前年度人件費相当額－前年度退職手当所要額

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額(予定)の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当所要額

当年度に退職が想定される人員ごとに積算

(2) 前年度給与改定分等(29年度以降適用)

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額(所要額計上経費及び特殊要因を除く)×一般管理費の効率化係数( $\alpha$ )×消費者物価指数( $\gamma$ )＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

教育経費

{前年度教育経費相当額(所要額計上経費及び特殊要因を除く)±学生数等の当年度増減に伴う額}×業務経費の効率化係数( $\beta$ )×消費者物価指数( $\gamma$ )×政策係数( $\delta$ )＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数( $\alpha$ ): 毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数( $\beta$ ): 毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数( $\gamma$ ): 毎年度の予算編成過程において決定

政策係数( $\delta$ ): 法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、国土交通大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費: 公租公課、保険料等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因: 法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要に応じ計上

[注記] 前提条件:

一般管理費の効率化係数( $\alpha$ ): 中期計画期間中は0.97として推計

業務経費の効率化係数( $\beta$ ): 中期計画期間中は0.99として推計

消費者物価指数( $\gamma$ ): 中期計画期間中は1.00として推計

政策係数( $\delta$ ): 中期計画期間中は1.00として推計

人件費(2)前年度給与改定分等: 中期計画期間中は0として推計

特殊要因: 中期計画期間中は0として推計